

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

地域班運営委託費等の支払いに関する基準

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

地域班運営委託費等の支払いに関する基準

第1 基準日について

- (1) 地区長・副地区長・班長は、毎年3月1日を基準日とする。
ただし、当該事業年度中に交代があった場合は、月割りで計算するものとし、毎月末日を基準とする。また、3月1日以降に交代があった場合は、考慮しないものとする。
- (2) 所属会員数・受持つ班数・受持つ班員数は、毎年12月31日を基準日とする。

第2 支払日について

- (1) 支払日は、毎年3月15日とする。ただし、支払日が土曜日・日曜日及び祝日にあたる場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその翌日とする。

第3 支払方法について

- (1) 銀行振込みを原則とする。ただし、これにより難しい事由がある場合には、現金で直接支払うことができるものとする。